

令和2年1月17日

第31回総会議事録

福島市農業委員会

## 福島市農業委員会第31回総会議事録

1. 日 時 令和2年1月17日(金) 午後1時30分
2. 会 場 吉井田支所 大会議室
3. 出席委員 23名
4. 出席の委員  
1番 小山 正雄      2番 佐藤 秀雄      3番 柴山 栄重  
4番 片平 隆        5番 加藤 良子      6番 穴戸 忠一  
7番 渡邊 敏明      8番 加藤 功        9番 油井 妙子  
10番 渡邊 俊春    11番 大宮 篤司    12番 菅野 善晴  
13番 佐藤ミツエ   14番 渡邊 賢一    15番 尾形 寅昭  
16番 古関 恵子    17番 関 健一      18番 安田 善喜  
19番 渡邊 友一    20番 黒澤喜久夫   22番 穴戸 薫  
23番 鈴木 顯典    24番 芳賀 正寿
5. 欠席の委員      21番 齋藤 貴裕
6. 事務局の出席者  
事務局長      高橋 善則  
次長兼庶務係長      野田 昌宏      主 査      菊田 いづみ  
農地係長      阿部 裕一      主 査      吾妻 訓圭

### 議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願出について
- 第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第5号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第6号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決について
- 第7号 「設備整備計画の認定に係る協議に対する同意」に対する意見決定について

### 報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について

事務局長  
会長  
事務局長  
議長  
農地係長  
議長

ご案内の時間となりましたので、宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。  
(会長から開催に先立ちあいさつ)

それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議長  
農地係長  
議長

それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

21番 齋藤貴裕委員より欠席の旨届出がありました。

事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し23名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第23期 第31回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第20条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

9番：油井 妙子委員、23番：鈴木 顕典委員 を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の吾妻主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。会期は、本日15時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長  
農地係長  
議長  
農地係長

ご異議ございませんので、会期は本日15時30分までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

【議案第1号から報告までを上程する。(82件)】

合計82件、令和2年1月17日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議長  
農地係長

議案第1号について事務局の説明を求めます。

2ページをお開きください。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転4件、賃借権2件、使用貸借権設定1件、計7件の許可申請で、市処分案件です。

いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番から3番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長  
2番  
議長  
2番

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長2番(発言を求める。)

2番(発言を許可する。)

まず1番につきましては、譲渡人が自宅続きの農地を譲り受けまして、経営規模の拡大をしたいということでございます。譲受人につきましては、しっかりと農業をおやりになっている方でございます。

また、2番につきましては、親子で農業者年金の経営移譲年金受給のための再設定でございまして、これも問題なしと判断しました。

続きまして3番につきましては、譲受人は専業農家でございまして、ハウスと続きの耕作利便地でございますので、土地を譲り受けて農業規模を大きくしたいとの申請でございまして、

現地調査等の結果として区域協議会で協議したところ、3件とも許可相当と判断いたしましたので、よろしくご審議をいただきたいと思います。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。  
よろしく願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7 番 議長7番（発言を求める。）

議 長 7番（発言を許可する。）

7 番 整理番号4番についてご説明申し上げます。譲受人は、花などを作っておりますが、譲渡人から、田んぼを耕作してくれないかという話があって、機械もありますので、問題なしと区域協議会で承認されました。よろしくご審議をお願いします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号5番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。  
よろしく願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13 番 議長13番（発言を求める。）

議 長 13番（発言を許可する。）

13 番 整理番号5番について説明をいたします。譲受人は譲渡人の長男です。今まで親の手伝いをされていた譲受人が、今回、正式に新規営農開始のために、お父さんから贈与の形で譲り受けた土地の案件です。区域協議会では何ら問題ないと判断されましたので、ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 議案書3ページ、区域番号5番、整理番号6番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

17 番 議長17番（発言を求める。）

議 長 17番（発言を許可する。）

17 番 整理番号6番の案件について説明いたします。譲受人の所有地と、今回の案件の土地が1枚の田んぼになっており、これまでも譲受人が耕作していましたが、譲渡人が土地を相続し、農業はやらないということで、今回、贈与ということになりました。区域協議会では問題なしと判断したところですので、ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号7番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議 長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号7番についてご説明いたします。譲渡人は勤め人ということもありまして耕作はしておらず、昨年まで借りていた人が高齢により耕作ができないということで、代わって譲受人が耕作するということでありまして、譲受人は定年後、稲作を中心に規模拡大を進めている方でありまして、区域協議会では特に問題はないと判断しております。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議 長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議 長 異議なしと認め、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から7番までの7件、原案のとおり許可と決定いたします。  
次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願出についての案件は、国土調査結果に基づく地番の農地を申請し、許可を受けたものの、実際の耕作したい場所と異なっていたためとの事由による取消願出で、市処分案件です。  
区域番号3番、整理番号1番の1件、詳細は「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議 長 8番（発言を許可する。）

8番 議案第2号についてご説明申し上げます。只今事務局から説明があったとおりでございます。議案書、あるいは調査書に書いてあるとおり、贈与場所を誤って申請したということでございましたので、その取消しの願出です。区域協議会では問題なしということでした。よろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議 長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議 長 異議なしと認め、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。  
次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案書5ページ、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域内農地の自己転用1件の許可申請で、市処分案件です。申請

にあつては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号6番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号1番の案件でございますが、全て記載のとおりでございます。岩瀬郡に住んでおります申請者ですが、この申請地は実家でありまして、ご両親が亡くなって、数年、空き家状態になっております。申請者が春ごろ退職して、農家住宅を建て替えたいということでの自己転用の案件でございます。今使っている道路が大変狭くて、使えないということで、転用目的として通路敷地を作りたいという案件でございます。現地確認をいたしましても、また、4条調査書を見ましても、問題なしと区域協議会では判断いたしました。よろしくご審議をお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 異議なしと認め 議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。

農地係長 次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

6ページをご覧ください。議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域の農地の第三者転用で、所有権移転2件、賃借権設定1件、使用貸借権設定1件の計4件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2番 議長2番（発言を求める。）

議長 2番（発言を許可する。）

2番 譲受人の土地を、東京の会社が太陽光発電のために、賃借権の設定をするものでございます。現地調査をいたしましたけれども、周辺農地に及ぼす影響等はございませんので、区域協議会では許可相当と判断させていただきました。よろしくご審議をいただきたいと思ひます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番（発言を求める。）

議長 13番（発言を許可する。）

- 13 番 この案件の場所ですが、既に周りは宅地化されておりまして、今回、譲受人が一般住宅を建てられるということで、場所も見て来ましたが、問題はないということで、区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いいいたします。
- 議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕
- 議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
- 農地係長 区域番号7番、整理番号3番及び4番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいいたします。
- 議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
- 24 番 議長24番（発言を求める。）
- 議長 24番（発言を許可する。）
- 24 番 整理番号3につきましては、申請者の関係は親子であります。転用目的にありますとおり分家住宅敷地ということです。既に農振除外も済んでおりまして、周辺の営農には影響はないと、区域協議会では判断しております。
- 4番につきましては、通路の敷地ということで備考欄にあるとおり、併用地1,314㎡は、資材置き場として使っておりますが、道路に面していないということで、通路がない、現在は、別の方の宅地を通過して使用しているようでありますが、使いづらいいということで、譲渡人から譲っていただいて通路を設けるということで、既存敷地の拡張なので、区域協議会では特に問題はないと、2件とも許可相当と判断しておりますので、よろしくご審議をお願いいいたします。
- 議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕
- 議長 ご意見、ご質問ございませんので、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をおはかりいたします。  
ご意見、ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕
- 議長 異議なしと認め 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から4番までの4件、原案のとおり許可と決定いたします。  
次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。
- 農地係長 議案書7ページをご覧ください。議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けた事業計画内容や転用期間が変更となったことによる変更承認申請で、計1件の市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、変更の要件を満たすものと考えます。  
区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいいたします。
- 議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
- 2 番 議長2番（発言を求める。）
- 議長 2番（発言を許可する。）
- 2 番 整理番号1番の件でありますけれども、内容については今の事務局の説明のとおりでございます。平成30年に許可を得まして、太陽光パネルの設置工事をやっていたわけですが、そ

の工事の途中に、軟弱な地盤が見付かりまして、配置換えをしなければならないということで、工事期間の延長の申請となったところです。これは、地盤が固い所に設置した方が安全であるというのは当たり前でありますので、工事期間の延長はやむなしと区域協議会では判断いたしましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をおはかりいたします。

ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 異議なしと認め、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。

次 長 8ページをご覧ください。議案第6号、農業経営改善計画の認定に係る承認議決についてでございます。こちらにつきましては、認定農業者から申請のあった農業経営改善計画が、市の基本構想に照らして適切なものであること、農用地の効率的かつ総合的利用を図るために適切であること、達成される見込みが確実であること、などの要件を満たす場合、認定農業者の認定を行うことにより、区域協議会、総会の意見が1月23日に開催される農業経営改善計画認定会議に反映され、審議されるものでございます。現状5年後の目標が達成される見込みがあるか否か等につきまして、ご審議をお願いいたします。

9ページ、認定農業者再設定分につきまして、区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7 番 議長7番（発言を求める。）

議 長 7番（発言を許可する。）

7 番 整理番号1番についてご説明いたします。申請者は、これから規模を広げていくということで、ライスセンターが小さくなったので、広げるということと、冬場、ねぎ等を導入して、やっております。区域協議会では問題ないと判断しました。よろしくご審議お願ひします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次 長 区域番号4番、整理番号2番から、11ページ11番までの10件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13 番 議長13番（発言を求める。）

議 長 13番（発言を許可する。）

13 番 整理番号2番から11番までについてですが、いずれの方も、立派に現在も農業をされている方ばかりで、5年後もまだ大丈夫だと、先日の飯坂区域協議会では判断されました。皆さんのご審議、よろしくお願ひいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。



議 長 「異議なし」の声

次 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

議 長 議案書12ページ、区域番号5番、整理番号12番から14ページ、21番までの10件、  
詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

17番 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議 長 議長17番（発言を求める。）

17番 17番（発言を許可する。）

17番 整理番号12番から21番までの10件であります。再認定であり、経営改善計画は達成可能  
と思ひます。区域協議会においては問題なしと判断いたしました。皆様のご審議を、よろ  
しくお願ひいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議 長 「異議なし」の声

次 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

議 長 議案書15ページ、区域番号7番、整理番号22番から24番までの3件、詳細は「議案書」  
のとおりです。よろしくお願ひいたします。

24番 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議 長 議長24番（発言を求める。）

24番 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号22番から24番までの3件ありますが、いずれも再認定であり、経営改善計画  
の内容につきましても適当と区域協議会では判断しております。よろしくご審議お願ひいた  
します。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議 長 「異議なし」の声

次 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

議 長 続きまして、議案書16ページ、新規分ですが区域番号2番、整理番号1の1件、詳細は「議  
案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

7番 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議 長 議長7番（発言を求める。）

7番 7番（発言を許可する。）

7番 整理番号1番の申請者は、3年前に勤めを辞めまして、家の農業を手伝って、両親と一緒に  
一生懸命にやっているので、問題なしと区域協議会では判断いたしました。ご審議よろしく  
お願ひいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議 長 「異議なし」の声

次 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

議 長 区域番号5番、整理番号2番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいた  
します。

17番 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議 長 議長17番（発言を求める。）

議 長 17番（発言を許可する。）

- 17 番 整理番号2番の案件ですが、農家の高齢化が進んでいる中で、貴重な50代の農業者ということで、頑張っていたきたいと思います。区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくお願ひいたします。
- 議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕
- 議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
- 次長 区域番号7番、整理番号3番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
- 議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
- 24 番 議長24番（発言を求める。）
- 議長 24番（発言を許可する。）
- 24 番 整理番号3番の申請者につきましては、新規であります。お父さんが亡くなられてから会社勤めを辞めて就農された方であり、現在は果樹専業農家ですが、経営を安定させるために施設園芸等に踏み出したいという計画内容のとおりでありまして、区域でも期待しているところであります。区域協議会では、新規の認定について特に問題はないと判断しております。よろしくお願ひいたします。
- 議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕
- 議長 ご意見、ご質問ございませんので、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をおはかりいたします。  
ご意見、ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕
- 議長 異議なしと認め 議案第6号、農業経営改善計画の認定に係る承認議決について、再認定と新規の27件、原案のとおり許可と決定いたします。  
次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。
- 農地係長 議案書17ページをご覧ください。議案第7号、設備整備計画の認定に係る協議に対する同意に対する意見決定についてですが、これは、通称再エネ法に基づき組織された協議会において、昨年12月16日に福島市の基本計画が策定され、公表となったことから、これに沿った内容で設備整備計画申請者である発電所合同会社より計画書が福島市に提出され、福島県を通して意見を求められている案件です。  
農事業の概要と防災対策、設備整備計画については、先日須南、吾妻の委員さんと各区域協議会長に参加いただきまして、申請者から説明を受けたところでございます。  
制度の概要ですが、調査書をご覧ください。  
（調査書の説明）  
次に、議案書18ページからの計画について、説明いたします。  
（P18～P24までを説明する）  
以上で説明を終わります。ご審議の上、意見について決定いただきますようお願いいたします。
- 議長 通称吾妻開パの太陽光事業については、平成30年の農業振興地域整備計画見直しから大規模太陽光発電事業として関わってまいりましたが、農地転用に再エネ法を活用したことによ

8 番

り、農業委員会だけでなく、地域住民の代表者や国、県など関係機関が意見を出し合い、基本計画の合意がなされたところです。昨年1月から再エネ法の委員として参加いただきました8番から、説明と、意見がありましたらお願いします。

この図面のとおり、20度より急なところにはパネルを配置しないということで、なるべく自然の地形を生かしながら工事を行うという説明がありました。

只今、事務局から説明があったとおりでございます。吾妻開パの再生可能エネルギー法を活用した太陽光発電事業につきましては、事業開始前の平成30年に現地説明会がありました。そして、農振区域からの除外、再エネ法により農業委員会選出委員として私も関わってきました。協議会では、委員である地元区長、または、わさびを生産する団体などが、水の問題が一番、心配であるというようなことで、わさび田に濁流などが入らないようにしてほしいというようなこと、また、近くにあります鍛冶屋川、白津川に一気に水が流れ込まないようにとの要望があり、設置計画が妥当かどうか、大学の先生等専門家にも委員として入っていただいて、議論いたしました。

そして、昨年10月11日、今年度第3回目の協議会をもって地元住民及びわさび組合の調整が整い、福島市の基本計画について合意したわけです。

また、今年の1月9日には、須南区域、吾妻区域のそれぞれの委員さん、また、区域長にお集まりいただきまして、事業者からの説明を受けました。これからの予定について、色々話しました。事業者が毎年きちんと、防災対策や安全対策を行っていることを、市としてはぜひ指導してほしい、との要望がありました。

協議会は、事業の進捗管理も、再エネ協議会の役割であると、農林水産省の委員からも説明を受けていますが、その役割をきちんと果たしてもらうため、意見書として、先程皆さんにお配りしました「意見書(案)」として、この間の協議会で話し合ったことをまとめてみました。

- 1、設備整備計画書に従って事業の用に供すること
- 2、設備整備計画者は、認定後1年を経るごとに、市に工事進捗状況を報告する
- 3、計画内容に変更が生じた場合は、市へ事前に報告し、協議すること
- 4、太陽光設備及び水害対策設備の危機管理の徹底、及びそのための具体性を構築し、市に報告する
- 5、事業期間中は、災害が生じた場合、市に報告し、市の指導を仰いだ上で、災害に対して責任を持って対応すること

という意見書を作って、回答してほしいと、いう意見でございました。以上でございます。

議長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

かなり大きな事業でございます。186町歩だったか、大分、協議会の中でも揉んできたんですけれども、8番と一緒に吾妻区域の24番も何か、ご意見、ございましたら。

24番

加藤委員の説明のとおりでありまして、協議会の中でもいろいろ、問題点が出たところは事業者には要求をし、委員の中には大学の先生もいらっしゃいますのでご指導を仰ぎながら、その都度、事業者側でも対応をとっていただいた中で、佐原の代表の方、わさび組合の方も、福島市基本計画についてはある程度納得をされたということで、結論を経て、今回の設備整備計画になったと思いますので、この意見の内容どおりに事業者において実行していただければ、心配事が減るというでもありますので、意見等を踏まえて、事業者には申し入れをし

議 長 いただければと思いますので、よろしくお願いたします。  
 ありがとうございます。福島市農業委員会としても、先程、8番から説明がありました、「意見書(案)」として要望したところでございます。そのことについて、皆様の方から、ご意見、ご質問、ございませんか。

14番 議長14番(発言を求める。)  
 議長 14番(発言を許可する。)  
 14番 言葉の問題なんですけれども、3番、「計画内容に変更が生じた場合は、市へ事前に報告し」とあるのは、「市と」ではありませんか。

議長 事務局  
 農地係長 こちらは、事業者に対して、このような内容で進めてくださいというようなことでございますので、「市と」でもよろしいかとは思いますが、事業者側が、市に事前に協議して、それを機に市が応じて、では一緒に協議しましょうというイメージで考えていたものなんですけれども。

議長 14番、よろしいですか。  
 14番 はい。  
 議長 そのほか、ございませんか。  
 議長 「[異議なし]の声」  
 議長 ご意見、ご質問ございませんので、簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。  
 「[異議なし]の声」  
 議長 異議なしと認め、議案第7号、設備整備計画の認定に係る協議に対する同意に対する意見決定について、原案のとおり決定いたします。  
 この間、委員として関わっていただいた8番、24番の委員、現地調査に立ち会っていただいた須南、吾妻区域の委員、推進委員については、あらためて感謝申し上げます。  
 次に、報告を事務局よりお願いします。

農地係長 議案書25ページ、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、区域番号1番、整理番号1番の1件、区域番号2番、整理番号2番から5番までの4件、区域番号3番、整理番号6番から26ページ、9番までの4件、区域番号4番、整理番号10及び11番の2件、区域番号5番、整理番号12番から14番までの3件、27ページ区域番号6番、整理番号15番及び16番の2件、区域番号7番、整理番号17番から20番までの4件、以上20件について、記載内容の受理を行っております。  
 議案書28ページ、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号2番、整理番号1番及び2番の2件について、記載内容の受理を行っております。  
 議案書29ページ、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号1番、整理番号1番の1件、区域番号2番、整理番号2番から30ページ、7番までの6件、区域番号4番、整理番号9番の1件、区域番号5番、整理番号10番及び31ページ11番の2件、区域番号6番、整理番号12番の1件、以上12件について記載内容の受理を行っております。  
 議案書32ページ、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通

知について、区域番号2番、整理番号1番の1件、区域番号7番、整理番号2番の1件、以上2件について記載内容の受理を行っております。

議案書33ページ、報告第5号、許可の条件を履行したことの証明について、区域番号2番、整理番号1番の1件について記載内容の証明を行っております。

議案書34ページ、報告第6号、地目変更登記に係る照会に対する回答（調査結果）について、区域番号2番、整理番号1番の1件、区域番号3番、整理番号2番の1件、区域番号4番、整理番号3番の1件、以上3件について、記載内容の回答を行っております。

報告は以上です。

議 長 只今の報告について、ご質問等ございませんか。

〔質問等なし。〕

議 長 ご質問等ございませんので、以上で報告を終了します。

次に、行事報告及び予定につきましては、先に開催されました各区域協議会においてご報告いたしました。追加、変更等があれば、事務局より報告願います。

農地係長 (空き家バンクで空き家に付随した農地の別段面積取扱い要綱の報告について、説明)

今回、修正した箇所については、区域協議会で説明したとおり、文言の修正ということと、あと2番、農地の指定に関する届出の提出書類について、当初は、空き家バンクに登録しましたという証明を、市長の名前で確認してから、農業委員会での審査と考えておりましたが、事業を積極的に進めたいという意見もございましたので、空き家バンクに登録した申請書のコピーをもって、それが議案の締切日に間に合えば、総会の時に審査できるように、変更させていただきたいと考えております。

なお、只今ホームページで、空き家バンクで大体11件、売りに出されているものがありまして、物件によっては3,800万円くらいの値段がついているものもあるようなのですが、お配りした資料にあるように受付したものを添えて、通常の3条申請を予定しております。申請については実際は、不動産業者が仲介業者になって、申請に訪れるのではないかなという考えでございます。

お配りした内容について、何かご不明な点がございましたら、お受けしたいと思うのですが、何かございますでしょうか。

議 長 只今の説明について、ご質問等ございませんか。

〔質問等なし。〕

農地係長 もし、無いようでしたら、この要綱の交付については、事務方の方で進めさせていただきたいんですが、また、もしご不明な点がございましたら、いつでもこちらにお問い合わせいただければ、対応はさせていただきたいと思っております。もし何もないければ、この内容で、次回の総会に議案として提出させていただきたいと思っております。

議 長 その他、皆様から何かございませんか。

事務局長 議長（発言を求める。）

議 長 事務局長（発言を許可する。）

事務局長 お配りした資料、「台風19号の影響による農業被害対策の進捗状況について」ですが、委員の皆様のご理解、ご協力によりまして、被害農地の調査にあたっていただいて、これまで、市農政部の方で、災害対策を進めることができたわけでありまして、御礼申し上げたいと思っております。そこで、今日、今現在の全体の進捗状況について、農政部の方で資料を作ったもので

すから、フィードバックをさせていただきたいと思います。更に今、農政部の方で、各地区内の被害状況と対応状況について、資料を作っておりますので、まとめれば、皆さんにご報告をさせていただきたいと思います。

簡単に説明をしたいと思います。(資料の内容について説明)

次回総会の時に、各地区内の被害状況並びに対応状況について、フィードバックできればと考えておりますので、以上、よろしくお願ひします。

議 長 只今の説明について、何か質問等がございませんか。

[質問等なし。]

議 長 そのほか皆様から何かございませんか。

9 番 議長(発言を求める。)

議 長 9番(発言を許可する。)

9 番 (女性農業委員登用促進研修会の内容について報告)

1月の8日と9日と、農業会議の研修で、女性農業委員登用促進研修会というところに参加して参りました。農業会議の研修なので、報告をする必要はないんですが、若干、数字を皆さんにご紹介したいと思いました。

新制度になりましてから、平成30年度なんですが、女性農業委員の比率が、7.6%から11.8%にアップしたわけなんですけれども、全国的にみると、20%の市町村があります。福島県内においても、ちょっと忘れたんですが、28町村くらいでまだ女性農業委員が0%という数字があげられております。女性農業委員の登用率が高い県は、栃木県、19.3%、岩手県が19.2%、次に山口県、愛知県と続きますが、低い順から言いますと、一番低いのが、香川県で6.9%、福島県で7.2%と、福島県は農業県でありながら、そういった低い数字になっています。

議 長 ちょうど福島市は、改選時期です。各区域で、今の話を検討して見ていただきたいという9番のご意見でございます。

そのほかございませんか。

[発言等なし。]

議 長 なければ、これで本日の議事を全て終了いたします。

閉会のことばを大宮職務代理よりお願いいたします。

職務代理 (大宮職務代理より閉会の言葉)

慎重審議ありがとうございました。これで、第31回総会を終了いたします。

(午後2時53分)

令和2年1月17日

これは、福島市農業委員会第31回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人9番 \_\_\_\_\_

議事録署名人23番 \_\_\_\_\_